



新津商工会議所

No.306-1 2011年12月14日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

## 新春賀詞交歓会参加者募集

会員同士、会議所と会員との親睦を図るため、お1人でも多くのご参加をお待ちしております。

日 時 : 1月6日(金)  
 会場 : 新森ホール  
 記念講演 : 15:00~16:00  
 講師 : 事業創造大学院大学  
 副学長・教授 原 敏明 様  
 テーマ : 「新潟県経済の現状と課題(仮題)」  
 パーティ : 16:10~17:30  
 参加費 : 講演会聴講は無料  
 申し込み : 当日まで



## 年末調整個別相談会のご案内

～ 給料・賞与を支払っている方へ～

日 時 : 1月5日(木)・10日(火)  
 9:00~12:00 / 13:00~16:00  
 会場 : 新津商工会議所 3F  
 対象 : 新津地域で個人事業を営む方  
 持参する物 : 年末調整の書類一式(税務署より郵送)  
 平成23年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ちください)  
 生命保険料・地震保険料・国民年金の所得控除証明書  
 国民健康保険料払込金額の確認  
 控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認  
 税理士関与の方はご遠慮ください。



## インフォメーション発刊

### および2012年度S Lカレンダー配布のご案内

インフォメーションVol.26の主なトピックス

\*消費税法改正のお知らせ \*年末調整の改正点  
 \*雇用を増やした企業に対する税制優遇制度が創立されました etc...  
 新津商工会議所会員限定カレンダー

今回は、いつもの花と趣向を変え、表は全国のS Lの写真、  
 1枚めくると日本地図が描かれているカレンダーです。  
 ぜひお使い下さい!!



## お済みですか? 消費税の届出!

### 課税事業者の方へ

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

#### ・課税事業者とは?

基準期間における課税売上高が1,000万円を超える方が該当します。

平成22年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、

平成24年分の消費税の課税事業者に該当します。

### 簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

なお、平成24年分から簡易課税制度を適用して申請する方は、平成23年12月31日(土)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(注1) 簡易課税制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税(簡易課税制度を選択しなかった場合)により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けることはできません。

(注2) 簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

### ～ 社会保険～

## 「ワンポイント知識」傷病手当金について

療養のために仕事を休み、以下の4つの条件を満たした時に休業補償として傷病手当金が支給されます。

業務外の病気やけがで療養中であること。

仕事につけない(労務不能)こと。

4日以上仕事を休んでいること。(仕事を休んだ日が連続して3日間{待期}あったうえで、4日以上休んだ場合に、4日目から支給が開始されます。)

給料の支払いがないこと。(給料受けていても傷病手当金の額より少ないときは、差額が支給されます。)

#### (1) 支給額と支給期間

休業1日につき標準報酬日額の3分の2が、支給開始日から1年6ヶ月間の範囲で支給されます。

#### (2) 提出書類

傷病手当金支給申請書

(事業主の証明と医師の意見をうけます。請求時に出勤簿・賃金台帳等の提示を求められる場合があります。)



新津商工会議所

No.306-2 2011年12月14日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

## 日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティ貸付	4,800万円	運転設備	8年以内 15年以内	1.65% ~
教育一般資金貸付	1学生あたり 300万円	教育資金	15年以内	2.55%
経営改善貸付	1,500万円	運転設備	7年以内 10年以内	1.85%

日本政策金融公庫国民生活事業の申込は当所か公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)

## 資金繰り円滑化相談会

事業の円滑な資金調達にお困りの中小企業の皆様を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

1月11日(水)・2月7日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

1月10日(火)・2月14日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

## 新潟市中小企業向け融資(要件緩和)

市では、緊急経済対策として、中小企業向けの融資について、要件を緩和するなどの金融支援を行います。

期間：平成23年12月1日~平成24年3月31日まで 融資実行分  
中小企業資金繰り円滑化借換融資

市制度融資の借り換えのための「中小企業資金繰り円滑化借換融資」では、1企業1回限りの利用制限が撤廃されます。

経営支援特別融資

「経営支援特別融資」では、300万円から1,000円以内の融資を受ける際に、企業が県信用保証協会に支払う信用保証料を、現在の50%補助から75%補助に引き上げられます。

問い合わせ：商業振興課(電話025-226-1629)

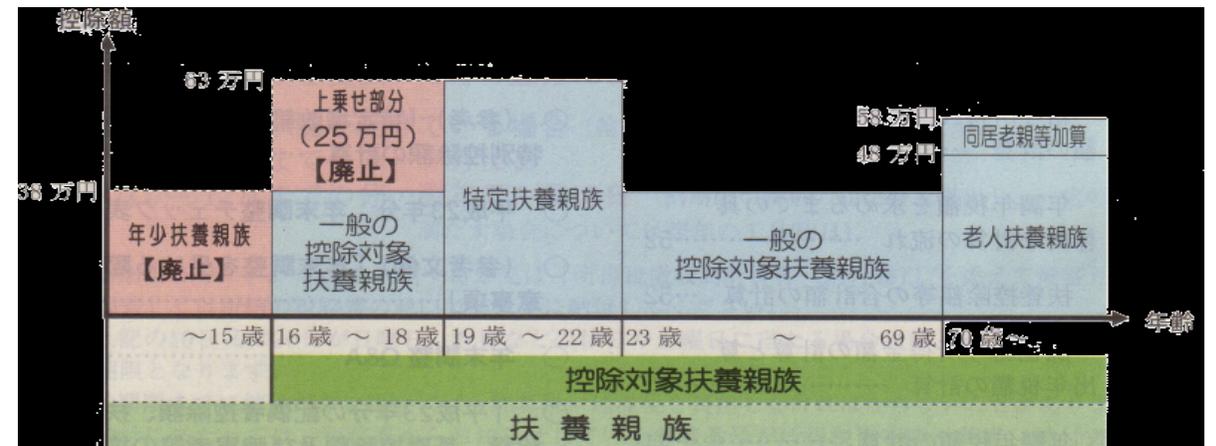
## 年末調整の改正点

### 扶養控除の見直し

- (1) 年齢16歳未満の扶養親族(以下「年少扶養親族」といいます。)に対する扶養控除が廃止されました。  
これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族(以下「控除対象扶養親族」といいます。)とすることとされました。(下記表1を参照)
- (2) 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。  
これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。(下記表1を参照)
- (3) 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など(扶養親族等の数)に応じて税額を算出することとされました。

(注)「扶養親族」とは、居住者と生計を一にする次の人(青色事業専従者として給与の支払を受けている人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

1. 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)
2. 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
3. 老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人



### 同居特別障害者加算の特例措置が改組

- (1) 年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合に配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算する措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円(特別障害者である場合の障害者控除40万円に35万円を加算した額)とする制度に改められました。
- (2) 給料や賞与に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に該当するときは、従前どおり、これらの一に該当することに扶養親族等の数に1人を加えて計算します。

(注)「同居特別障害者」とは、控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、居住者、居住者の配偶者又は同居者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常状としている人をいいます。